

エコマーク商品類型 No.153

「乳幼児用品 Version 1.0」
認定基準書

—適用範囲—

A. ベビーカー、ベビーラック、チャイルドシート

制 定 日 2013年 5月 8日
最新改定日 2019年 4月 1日
有 効 期 限 2025年 5月 31日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.153 「乳幼児用品 Version1.0」 認定基準書

A. ベビーカー、ベビーラック、チャイルドシート

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的	2
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義.....	2
4. 認定の基準と証明方法.....	3
4-1.環境に関する基準と証明方法	3
4-1-1 省資源と資源循環.....	3
4-1-2 有害物質の制限とコントロール	4
4-1-3 ユーザーへの情報提供.....	5
4-2.品質に関する基準と証明方法	6
5. 配慮事項	6
6. 商品区分、表示など	7

1. 認定基準制定の目的

乳幼児用品については、安全性が最優先される商品分野であり、環境に関するラベルや法規制がないこともあり、これまで相対的に環境配慮型製品の開発が進んでいなかった。しかし、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド及び廃幼児用補助装置(ベビーカー、ベビーベッド(ベビーラックを含む)、チャイルドシート)に関して、平成 24 年 9 月 21 日「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物(平成十五年十一月環境省告示第百三十一号)の一部を改正する告示」により、広域認定制度の品目に追加、そのマテリアルリサイクル促進への動きも広がるなど、環境に配慮した取組みが推進されつつある。

乳幼児用品は、環境教育の観点からも重要なカテゴリーであり、エコマークで商品類型化を行うことで、その環境配慮を促進させ、消費者に普及を進めていくことは社会的に意義が大きい。今回適用範囲として、ベビーカー、ベビーラック、チャイルドシートを採り上げ、省資源と資源循環、有害物質の制限とコントロール、ユーザーへの情報提供などを重要項目として設定し、総合的な環境負荷低減を図る。

2. 適用範囲

ベビーカー、ベビーラック、チャイルドシート

3. 用語の定義

ベビーカー	乳幼児を乗せ、外気浴、買物等に使用する一人乗りの乳母車。なお、形式分類として、A 形：新生期を過ぎたまだ首が据わらない乳児から、又は一人でおすわりができる(腰が据わる)月齢になる前から使用でき、最長でも 48 月までの間で使用期間を定めた乳母車、B 形：座位姿勢で使用する乳母車であり、おすわりができる時期から使用でき、最長でも 48 月までの間で使用期間を定めた乳母車がある。(一般財団法人製品安全協会 SG 制度「乳母車」より引用) なお、ベビーシートだけ取り外してチャイルドシートとしても使用できるマルチタイプもある。
ベビーラック	新生児時期からおすわりができるまで(標準として生後 7 月まで)の乳児が身体保持機能を装着した姿勢で横になって使用し、高さ調節機能及び揺動機能の両方を有した一般家庭の室内用の一人用乳幼児用ハイローラック。なお、ここでいうラックには、おすわりができるようになってから最長 48 月まで乳幼児用ハイチェアとしても使用できる機能を有したものを含むが、カーシート、クーハン、乳幼児用テーブル取付けいす又は一人乗りぶらんこととして使用できる機能を有したものは含まない。(一般財団法人製品安全協会 SG 制度「ハイローラック」より引用)
チャイルドシート	車における幼児用補助装置(幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育に応じた形状を有するもの)。(道路交通法第 71 条の 3 第 4 項より引用) なお、種類として、乳児用：体重 10kg 未満又は 13kg 未満(身長 70cm 以下、新生児～1 歳くらい)、幼児用：体重 9～18kg(身長 65～100cm 以下、1 歳～4 歳くらい)、学童用：体重 15～36kg(身長 135cm 以下、4 歳～10 歳くらい)がある。(国土交通省ホームページより引用)

プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。本認定基準においては、合成繊維は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
マテリアルリサイクル	材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
リサイクル可能率	製品が造られた時、将来その製品が使用済みになった時に技術的に達成可能であると判断されるマテリアルリサイクル率をいい、製品1台あたりの質量に占める再使用可能またはマテリアルリサイクル可能な質量割合。本認定基準においては、再使用とは部品としての再使用のみを指す。
再使用・マテリアルリサイクル率	使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、回収した製品の質量のうち、再使用またはマテリアルリサイクルされた質量割合。本認定基準においては、再使用とは部品としての再使用のみを指す。
再資源化率	使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、回収した製品の質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された質量割合。本認定基準においては、再使用とは部品としての再使用のみを指す。

4. 認定の基準と証明方法

付属証明書の記入欄にチェック・記載を行い、申込企業印(角印)を捺印のうえ提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 製品は、使用後に引き取り、再使用・マテリアルリサイクルされること。申込者は、広域認定制度(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度。以下「広域認定制度」という。)に基づき使用後に不用品となった製品を無償で引き取り、再使用・マテリアルリサイクルされる仕組みを整え、製品のうちで再使用・マテリアルリサイクルできない部分は、再資源化すること。なお、再資源化できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

【証明方法】

引き取り、再使用・マテリアルリサイクルまたは再資源化の体制が整備されていること(引き取りシステム、処理能力、処理内容など)の説明として、ユーザーからの引き取り以降の流れが分かるシステムの説明書および広域認定制度の認定書類の写しを提出すること。また、直近1年間程度の回収製品(同等の製品でもよい)の再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率の実績などの証明書を提出すること。なお、申込時点で実績データがまだ出ていない場合には、計画値による提出とし、実績データをとりまとめた時点で再度、証明書を提出すること。

- (2) 製品は使用後にリサイクルするために、製品設計の段階において、以下の a、b および c の要件に適合すること。
- a. 分解作業に関する手順書等を有し、試し分解を行っていること。
 - b. プラスチック部品は、ISO1043 -1~4(一致規格 JIS K 6899 -1~4)の考慮のもとで ISO11469 (同等規格-JIS K6999)によるマーキングがなされていること。ただし、重さ 25g 未満の部品、平らな部分の面積が 200mm² 未満の部品、透明部品、または軟質ポリウレタンフォームなどの技術的に表示が困難な部品への表示はこの限りではない。なお、家庭用品品質表示法などの法令に準じた表示方法でもよい。
 - c. リサイクル可能率は品目ごとに次の数値に適合すること。

ベビーカー	: 70%以上
ベビーラック	: 80%以上
チャイルドシート	: 80%以上

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また分解作業に関する内容が分かる資料、プラスチックのマーキング部品リスト(材質表示に関する図面などでも可)およびリサイクル可能率に関する説明書類を提出すること。

- (3) 申込者は、製品の長期使用のための修理の受託体制を整備していること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

4-1-2 有害物質の制限とコントロール

- (4) 乳幼児が接触するプラスチック部品は、ポリマーの処方構成成分として、ハロゲン系化合物を使用しないこと。また、ベビーカー、ベビーラックについては、食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定に適合すること。チャイルドシートについては、ISO 8124 - 3(一致規格 : 88/378/EEC EN71 - 3)に定める有害物質の要件を満たすこと。

【証明方法】

ハロゲン系化合物の使用有無を付属証明書に記載すること。また法令に基づく試験結果を提出すること。なお、試験結果等が複数ある場合には、試験結果と各部品の対応関係を示す一覧表を提出すること。

- (5) 乳幼児が接触する繊維部品は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づくホルムアルデヒドの含有基準に適合すること。使用する染料において、分解して発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料の使用がないこと。また、柔軟・衛生・製品漂白加工は必要最小限にとどめ、蛍光増白・防カビ・抗菌加工がないこと。

【証明方法】

法令に基づくホルムアルデヒドの試験結果を提出すること。なお、試験結果等が複数ある場合には、試験結果と各部品の対応関係を示す一覧表を提出すること。また、別

表 1 の特定芳香族アミンが生成される可能性がある染料の使用がないことを示す証明書および加工内容に関する証明書を提出すること。

- (6) 難燃剤として PBB(ポリブロモビフェニル)、PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)および HBCD(ヘキサブロモシクロデカン)を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

難燃剤を使用する場合には、PBB、PBDE、短鎖塩素化パラフィンおよび HBCD を処方構成成分として添加しないことを示す証明書を提出すること。

- (7) 製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間における行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-3 ユーザーへの情報提供

- (8) 以下の a~d に関するユーザーへの情報を取扱説明書などに提供すること。

- a. 回収方法(無償での引き取り方法や連絡先など。なお、回収に関する情報(連絡先等)を製品本体に表示するなど製品の回収が進むよう努めること)、リサイクル(回収した製品はマテリアルリサイクルが行われること、およびマテリアルリサイクル率、再資源化率などの実績)に関する内容
- b. 修理に関する内容
- c. メンテナンス方法などの長期使用につながる内容
- d. 製品の正しい取扱い方法、注意事項などの安全性に関する内容

【証明方法】

ユーザーへの情報を記載した取扱説明書などの該当部分の写しを提出すること。なお、リサイクルに関して申込時点で実績データがまだ公表できない場合には、公表予定時期および公表方法を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

- (9) ベビーカー、ベビーラックについては、一般財団法人製品安全協会の SG マークの認証を受けていること。チャイルドシートについては、欧州の ECE 規則 44 号に適合していること。また、電動部品がある製品については、電気用品安全法に適合していること。

【証明方法】

ベビーカー、ベビーラックについては、SG マークの認証を受けていることを示す書類を提出すること。チャイルドシート、電動部品がある製品については、該当規格への適合を示す書類を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 製品は省資源に配慮し、本体質量は、表 1 に適合すること。

表 1. 製品の本体質量の基準

品目	種類	本体質量[kg]
ベビーカー	A 形・マルチタイプ	≦ 9.0
	B 形	≦ 3.5
ベビーラック	電動部品無	≦ 10.5
	電動部品有	≦ 12.0
チャイルドシート	乳児用～幼児用	≦ 15.5
	幼児用～学童用	≦ 6.5
	学童用	≦ 4.5

- (2) 製品は省資源・資源循環に配慮し、再生材料を使用していること。
- (3) 包装材料(包装または梱包)は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。
- a. 紙材料は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
 - b. プラスチック材料は、再生プラスチックの質量割合が 50%以上であること。
- (4) 申込者の提供する取扱説明書などの印刷物については、エコマーク認定用紙、エコマーク認定インキなどの環境に配慮した材料を使用していること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は品番毎とする。ただし、同一の商品ブランドで製品規格が同等(色の
みが異なるなど)の場合には、同一の商品区分として取り扱う。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を
保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載
することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記
すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2013年 5月 8日	制定 (Version1.0)
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定 (マーク表示)
2025年 5月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 特定芳香族アミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- σ -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	σ -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p -クレシジン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	σ -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	σ -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
23	2,4-キシリジン	95-68-1
24	2,6-キシリジン	87-62-7